

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 2 月26日
【会社名】	株式会社バルニバービ
【英訳名】	BALNIBARBI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 裕久
【本店の所在の場所】	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
【電話番号】	06-4390-6544
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 宮下 大輔
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
【電話番号】	06-4390-6544
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 宮下 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年2月26日付で財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 金銭消費貸借契約を締結した年月日

2026年2月26日

(特別当座貸越契約の締結日となります。なお、特別当座貸越契約の弁済期限到来後は金銭消費貸借契約を締結する予定であり、その際の財務上の特約も同条件となります。)

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

株式会社みずほ銀行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額

1,000百万円

弁済期限

2027年1月31日

(金銭消費貸借契約の弁済期限は2036年2月29日)

当該債務に付された担保の内容

無担保

(4) 財務上の特約の内容

2026年7月期決算を初回とし、以降各事業年度の決算期末日における借主の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額が、2025年7月期決算と直前の事業年度の決算期末日における借主の連結の貸借対照表における純資産の部のいずれか高い方の金額の75%を2期連続して下回らないようにすること。

各事業年度の決算期における借主の連結の損益計算書に示される経常損益が、2026年7月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

以 上